

学校いじめ防止基本方針

平成26年1月31日 策定
平成29年4月18日 改訂
平成30年11月8日 改訂
令和2年1月15日 第2版策定
令和4年9月1日 一部改訂
令和5年4月10日 一部改訂

泉佐野市立第一小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心豊かな子どもの育成をはかり、確かな学力向上に努める」を教育目標とし、また、めざす子ども像の1つを「助け合い、励まし合い、支え合う子ども」としている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「学校いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当、人権教育担当、各学年主任、養護教諭、該当児童担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応

- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

第一小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 子ども園と小学校との引き継ぎ 遠足 授業参観	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 授業参観	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 授業参観	第1回 学校いじめ防止委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 授業参観 1学期の指導目標の具体化 登下校の安全指導
5月	家庭訪問 (家庭での様子の把握) 学級活動 (ともだちについて) 生活アンケート実施 たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) 学級活動 (ともだちについて) 生活アンケート実施 たてわり活動 さつまいも植え	家庭訪問 (家庭での様子の把握) 学級活動 (ともだちについて) 生活アンケート実施 たてわり活動	家庭訪問(家庭での様子の把握) PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 生活アンケート実施 クラスの実態報告 教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進)
6月	日曜参観 たてわり活動 スクリーニング会議①	日曜参観 たてわり活動 スクリーニング会議①	日曜参観 たてわり活動 スクリーニング会議①	日曜参観 支援学級交流会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)
7月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	第2回学校いじめ防止委員会(進捗確認)
8月	平和登校	平和登校	平和登校	不登校校内会議 平和登校 生指パトロール
9月	学級活動 (ともだちについて) 授業参観 たてわり活動 運動会	学級活動 (ともだちについて) 授業参観 たてわり活動 運動会	学級活動 (ともだちについて) 授業参観 たてわり活動 運動会	2学期の指導目標の具体化 クラスの実態報告 喫煙防止指導 授業参観 運動会
10月	遠足 生活アンケート実施	遠足 生活アンケート実施 さつまいもほり	遠足 生活アンケート実施	遠足 生活アンケート実施
11月	フリー参観 各学級での人権学習授業 たてわり活動 スクリーニング会議② 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	フリー参観 薬物乱用防止学習 各学級での人権学習授業 たてわり活動 スクリーニング会議② 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	フリー参観 薬物乱用防止学習 各学級での人権学習授業 たてわり活動 スクリーニング会議② 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	第3回学校いじめ防止委員会 (状況報告と取り組みの検証) フリー参観の実施 人権講演会(PTA) 性被害防止学習
12月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 不登校校内会議
1月	たてわり活動	たてわり活動	たてわり活動	3学期の指導目標の具体化
2月	生活アンケート実施 学習発表会 たてわり活動	生活アンケート実施 学習発表会 たてわり活動	生活アンケート実施 学習発表会 たてわり活動 じゃがいも植え	生活アンケート実施 学校自己診断アンケートの実施 アンケート回収・分析 アンケート結果公表
3月	学級活動 (ともだちについて) スクリーニング会議③	学級活動 (ともだちについて) スクリーニング会議③	学級活動 (ともだちについて) スクリーニング会議③	第4回学校いじめ防止委員会 (年間の取り組みの検証と反省) 不登校校内会議

第一小学校 いじめ防止年間計画				
	4年	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 授業参観	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 授業参観	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 授業参観	第1回 学校いじめ防止委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 授業参観 1学期の指導目標の具体化 登下校の安全指導 家庭訪問 (家庭での様子の把握) PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 生活アンケート実施 クラスの実態報告 教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進)
5月	家庭訪問 (家庭での様子の把握) 学級活動 (ともだちについて) じゃがいも掘り 生活アンケート実施 たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) 学級活動 (ともだちについて) 生活アンケート実施 たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) 学級活動 (ともだちについて) 生活アンケート実施 たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 生活アンケート実施 クラスの実態報告 教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進)
6月	日曜参観 たてわり活動 スクリーニング会議①	日曜参観 たてわり活動 非行防止教室 スクリーニング会議①	日曜参観 たてわり活動 非行防止教室 スクリーニング会議①	日曜参観 支援学級交流会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)
7月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 仲良しクラス会	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 仲良しクラス会 林間学校	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 仲良しクラス会 非行防止教室	第2回学校いじめ防止委員会(進捗確認) 不登校校内会議
8月	平和登校	平和登校	平和登校	平和登校 生指パトロール
9月	学級活動 (ともだちについて) 授業参観 たてわり活動 運動会	学級活動 (ともだちについて) 授業参観 たてわり活動 運動会	学級活動 (ともだちについて) 授業参観 たてわり活動 (修学旅行説明会) 運動会	2学期の指導目標の具体化 クラスの実態報告 喫煙防止指導 授業参観 運動会
10月	遠足 生活アンケート実施	生活アンケート実施	生活アンケート実施	生活アンケート実施 第3回学校いじめ防止委員会 (状況報告と取り組みの検証)
11月	フリー参観 各学級での人権学習授業 保健指導 たてわり活動 スクリーニング会議②	フリー参観 各学級での人権学習授業 たてわり活動 スクリーニング会議②	フリー参観 各学級での人権学習授業 修学旅行 たてわり活動 スクリーニング会議②	フリー参観の実施 人権講演会(P T A) 性被害防止学習
12月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 不登校校内会議
1月	たてわり活動	たてわり活動	たてわり活動	3学期の指導の具体化
2月	生活アンケート実施 学習発表会 たてわり活動	生活アンケート実施 学習発表会 たてわり活動	生活アンケート実施 学習発表会 たてわり活動	生活アンケート実施 学校自己診断アンケートの実施 アンケート回収・分析 アンケート結果公表
3月	学級活動 (ともだちについて) スクリーニング会議③	学級活動 (ともだちについて) スクリーニング会議③	学級活動 (ともだちについて) スクリーニング会議③	第4回学校いじめ防止委員会 (年間の取り組みの検証)

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

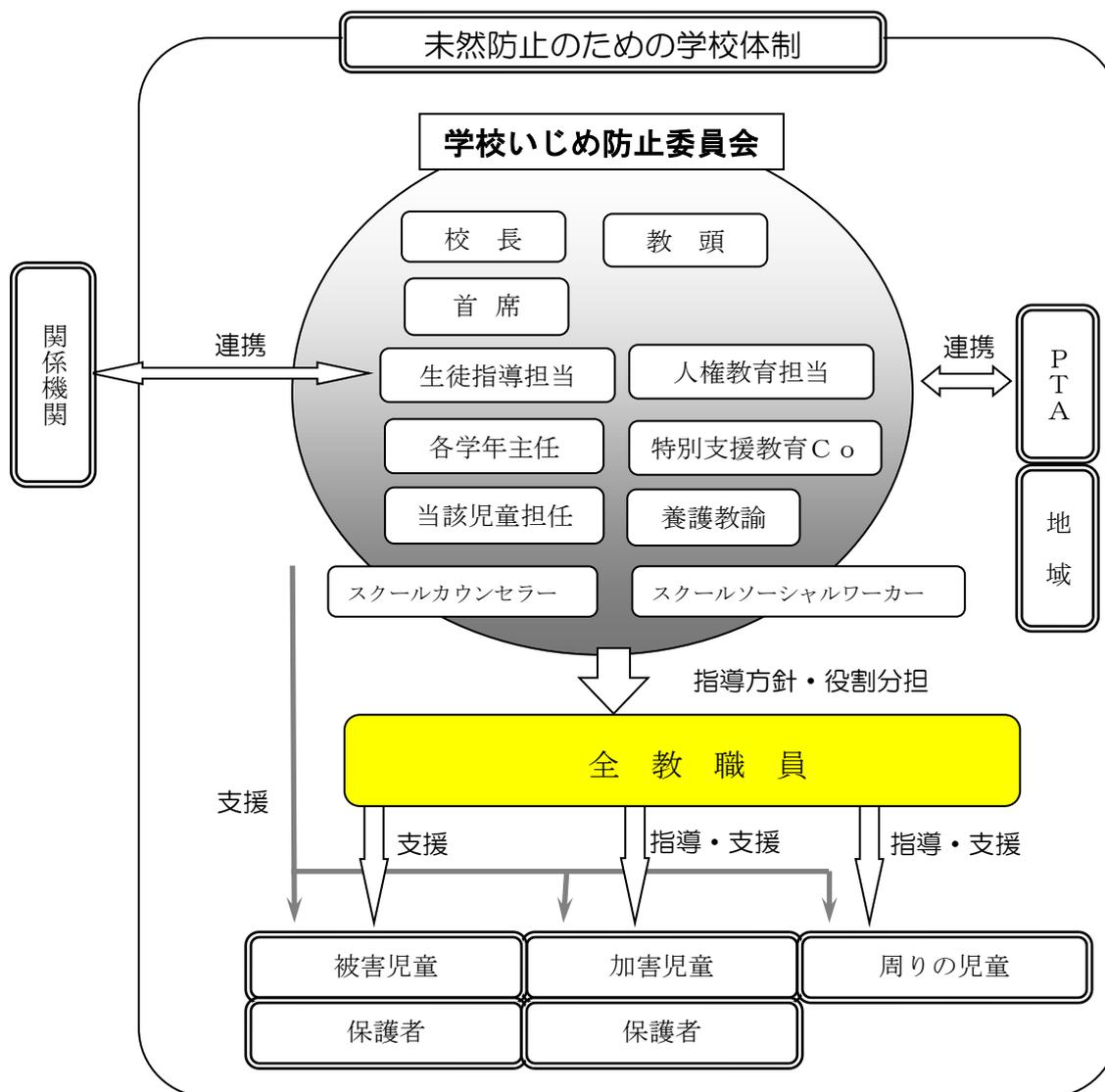
学校いじめ防止委員会は、年4回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケース等の検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検や、いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全体を通じて、児童が人と人との関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様な取り組みが体系的・計画的におこなわれるよう、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で指導を行うとともに、いじめは学校教育活動全体が問われる問題であるとの認識をもたせる。また、児童に対しても「いじめは絶対に許さない」という指導の在り方を徹底させる。
- (2) いじめを未然に防止するには、子どもたち自身がお互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団となることである。そのためには、日々の学校の教育活動全体において子どもの人権が尊重され、それぞれの子どもの自己実現につながる取り組みとなるよう努める。
- (3) すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを進めていく必要がある。そのためには、積極的に授業を公開し、お互いに授業を参観し合う機会を設け、全職員がわかる授業作りを進め、すべての児童が満足できる活躍できる授業を工夫する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、縦割り活動や集団作りを積極的に教育活動に取り入れることにより「居場所作り」「絆作り」に取り組む。
- (5) 児童が自らいじめについて学ぶ取り組みの方法として、道徳の時間、学級活動、ホームルームなどを活用し、どの学級も必ず指導がなされるようにする。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施し、必要に応じて個人面談によりその思いや痛みを理解し、早期解決を図る。日常の観察から、①児童のささいな変化に気づく。②気づいた情報を確実に共有する。③情報に基づき速やかに対応する。(学校いじめ防止委員会の開催)
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、いじめに対する学校の方針や取り組みをホームページや学校便り、PTA活動等で知らせるとともに理解・協力を求める。また、気軽に相談できる体制を作り、情報等も保護者、地域より得やすい状況にする。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として複数の職員を窓口として位置づける。
- (4) ホームページ、学校便り等により、相談体制を広く周知する。
学校いじめ防止委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会)、「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(市教委)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織(学校いじめ防止委員会)に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するなどのことも視野に入れ、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対処を行う。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

1 重大事態の意味

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた児童が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

3 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

① 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

② 市教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教育委員会が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教育委員会を通じて市長に報告する。また、市教育委員会が主体となった場合も、市教育委員会が市長に報告する。

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

5 重大事態が発生した場合の対処

重大事態が発生した場合は、泉佐野市重大事態における対処指針に従い報告・調査を進める。

- ・『いじめ重大事態 対処指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

- ・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式1】・【様式2】』

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/seitosidouhoukokusyo1.pdf>